

令和6年1月5日

市政記者各位

福岡市水道局

労働協約の地域的拡張適用の決定に対する市の見解

本日、福岡県において、令和5年2月9日に自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンが申立てを行った労働協約の地域的拡張適用（令和6年4月から令和7年3月まで）に対する決定（公告）がなされました。

この件について、福岡市水道局においては、地域的拡張適用の影響を受ける西部ブロック（早良営業所、西営業所）の水道料金等検針・徴収業務の次期受託事業者を選定するプロポーザル手続きにおいて、労働協約の地域的拡張適用の申立てがなされている事実を全参加事業者に周知するとともに、次期受託事業者との契約の締結にあたっては、拡張適用が決定された場合にも対応できる旨を確認しておりますので、今回の決定に従って適切に対応されるものと考えております。

【問い合わせ先】

福岡市水道局総務部営業企画課 小山

電話 092-483-3132